



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 高砂香料工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 榊村 聡
(コード番号 4914 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長
笠松 弘典
(TEL. 03-5744-0523)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社第 89 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の理由

- (1) 平成 27 年 6 月 25 日開催予定の当社 第 89 回定時株主総会で「株式併合の件」が承認可決されることを条件といたしまして、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定される発行可能株式総数を、3 億株から 6 千万株に変更するものであります。
- (2) 全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株とするため、現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものであります。
- (3) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに取締役および監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間で責任限定契約を締結できるようにする旨の規定として、定款第 24 条（取締役の責任免除）および第 31 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。なお、定款第 24 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 現行定款第 6 条（発行可能株式総数）および第 8 条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生じることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| <p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>3億株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第9条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第27条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第30条～第36条 (条文省略)</p> <p>(附則)</p> | <p>第1条～第5条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は<u>6千万株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行通り)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は<u>100株</u>とする。</p> <p>第9条～第19条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第23条 (現行通り)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> <u>との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第25条～第27条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条～第30条 (現行通り)</p> <p>第31条 <u>会社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第32条～第38条 (現行通り)</p> <p>附則 <u>本定款第6条および第8条の変更は、平成27年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は平成27年10月1日の経過後、これを削除する。</u></p> |

以上